

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(四件) (地方課)

字の区域の変更等(二件) (〃)

土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第四百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による奥山形地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年十二月五日現在の地番による。)
大字八河谷字カ フロ	大字八河谷字カフロのうち二八六の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八河谷字小谷二九六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九六の一と一体をなす国有地の一部
大字八河谷字小 谷	大字八河谷字カフロ二八六の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八河谷字小谷のうち二九六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八河谷字宮 ノ前	大字八河谷字宮ノ前のうち三三一の一部以外の区域 大字八河谷字宮ノ上ミ三三七の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三七、三四〇と一体をなす国有地の一部
大字八河谷字宮 ノ上ミ	大字八河谷字宮ノ前三三一の一部 大字八河谷字宮ノ上ミのうち三三七の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三七、三四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字芦津字釣懸 下	大字芦津字釣懸下の全域 大字芦津字釣懸上二八の四、二八の五及びこれらと一体をなす国有地

大字 芦津字 釣懸	大字 芦津字 釣懸ケ五八九の一 大字 芦津字 釣懸上のうち二八の四、二八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字 芦津字 桑原 石畑	大字 芦津字 桑原石畑のうち六五の五の一部、六五の六、六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字 芦津字 桑原	大字 芦津字 桑原石畑六五の五の一部、六五の六、六六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字 芦津字 桑原の全域 大字 芦津字 桑原モツ淵七八の一及びこれと一体をなす国有地
大字 芦津字 桑原 モツ淵	大字 芦津字 桑原モツ淵のうち七八の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
原 大字 芦津字 筏河	大字 芦津字 筏河原のうち一〇一の一、一〇二の一の一と一体をなす国有地以外の区域
大字 芦津字 サキ ノフセ	大字 芦津字 筏河原一〇一の一、一〇二の一の一と一体をなす国有地の一部 大字 芦津字 サキノフセの全域 大字 芦津字 迎山五九一の二
大字 芦津字 滝ノ	大字 芦津字 滝ノ木のうち一四三の三、一四三の四、一五九の一、一五九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
原 大字 芦津字 下河	大字 芦津字 滝ノ木一四三の三、一四三の四、一五九の一、一五九の四及びこれらと一体をなす国有地 大字 芦津字 下河原の全域
大字 芦津字 迎山 下モ	大字 芦津字 曝二九三の一、二九三の次一 大字 芦津字 迎山下モのうち一九六、一九七と一体をなす国有地以外の区域
大字 芦津字 迎山 上ミ	大字 芦津字 迎山下モ一九六、一九七と一体をなす国有地の一部 大字 芦津字 迎山上ミの全域
大字 芦津字 河原 下モ	大字 芦津字 河原下モのうち二二一の二、二二三の一、二二六の一、二二七、二二八、二二八の一、二二九、二三〇、二二〇の一、二二二、二二二の一、二二三、二二三の一、二二三、二二四、二二四の一、二二五の一、二二六、二二六の一、二二六の二、二二六の七、二二六の次一、二二七、二二七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字 芦津字 河原	大字 芦津字 河原下モ二二一の二、二二三の一、二二六の一、二二七、二二八、二二八の一、二二九の一部、二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二二、二二三の一部、二二四、二二四の一、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字 芦津字 河原のうち二二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 芦津字 中河原四六四の一部、四六五の一部
大字 芦津字 曝	大字 芦津字 曝のうち二九三の一、二九三の次一以外の区域 大字 芦津字 山根三一三、三一七の二から三一七の三まで、三一八の一及びこれらと一体をなす国有地
大字 芦津字 山根	大字 芦津字 山根のうち三一三、三一七の二から三一七の三まで、三一八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字芦津字アゲ	大字芦津字アゲサの全域 大字芦津字寺谷四三〇、四五三の二、四五三の四、四五三の内第一、四五四、四五五、四五七の五及びこれらと一体をなす国有地
大字芦津字寺谷	大字芦津字寺谷のうち四三〇、四五三の二、四五三の四、四五三の内第一、四五四、四五五、四五七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字芦津字中河原	大字芦津字河原下モ二一八の一の一部、二一九の一部、二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二一、二二二の一、二二二の一、二二三の一の一部、二二五の一の一部、二二六、二二六の一、二二六の二、二二六の七、二二六の次一、二二七、二二七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字芦津字河原二二八と一体をなす国有地の一部 大字芦津字中河原のうち四六四の一部、四六五の一部以外の区域
大字芦津字釣懸ケ	大字芦津字釣懸ケのうち五八九の一以外の区域
大字芦津字迎山	大字芦津字迎山のうち五九一の二以外の区域

鳥取県告示第四百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による板橋地区及び今在家地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十二月二十日現在の地番による。）
今在家字堀切	今在家字堀切のうち三二〇、三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字三石尻平三二二の三二二から三二二の三六まで、三二二の三七の一部 今在家字奥畑五〇八の二の一部、五〇九の二、五一二の二、五一二の二
今在家字三石尻平	今在家字三石尻平のうち三二二の三二二から三二二の三七まで以外の区域
今在家字上堀切	今在家字上堀切のうち二九二の二の一部、二九三の二、二九四、二九五の一、二九五の二、二九六の一部、二九六の第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字堀切三二〇、三二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字三石尻平三二二の三七の一部 今在家字奥畑五〇一の二の一部、五〇一の三、五〇七の二、五〇八の二の一部
今在家字古屋敷	今在家字古屋敷のうち二七一の二、二七一の四及びこれら

<p>今在家字三反田</p>	<p>と一体をなす国有地並びに二七一の一、二七二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字奥畑</p>	<p>今在家字松ノ前二五六の一部、二五八の四の一部、二五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字三反田の全域 今在家字古屋敷二七一の二、二七一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二七一の一、二七二と一体をなす国有地の一部 今在家字上堀切二九二の二の一部、二九三の二、二九四、二九五の二、二九六の一部、二九六の第一の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字堀切レ山三五三の二、三五四の二、三五四の三 今在家字奥畑四九八の二、四九九の二、五〇一の二の一部</p>
<p>今在家字松ノ前</p>	<p>今在家字上堀切二九五の一 今在家字奥畑のうち四九八の二、四九九の二、五〇一の二、五〇一の三、五〇七の二、五〇八の二、五〇九の二、五一の一、五一二の二以外の区域</p>
<p>今在家字堀切レ山</p>	<p>今在家字半田二四八の一部及びこれと一体をなす国有地 今在家字松ノ前のうち二四九の一部、二五六の一部、二五八の四の一部、二五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字堀切レ山三五八の二六から三五八の二九まで、三五八の三〇の一部 今在家字赤坂四八五の四及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>今在家字赤坂</p>	<p>今在家字堀切レ山のうち三五三の二、三五四の二、三五五の三、三五八の二六から三五八の三二まで以外の区域 今在家字赤坂のうち四七九の二、四八五の四及びこれらと</p>
<p>今在家字半田</p>	<p>一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>今在家字大道</p>	<p>今在家字半田のうち二三五の一部、二三九の一部、二四〇の一部、二四一の二、二四二の三の一部、二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字堀切レ山二四九の一部及びこれと一体をなす国有地 今在家字堀切レ山三五八の三〇の一部、三五八の三一、三五八の三二 今在家字赤坂四七九の二</p>
<p>今在家字早稲田</p>	<p>今在家字早稲田二〇五の一部、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字大道のうち二〇九の一部、二一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字半田二三五の一部、二三九の一部、二四〇の一部、二四一の二、二四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字小谷西峯四五二の二、四五三の二、四五四の二</p>
<p>今在家字土堂</p>	<p>今在家字前田一八六の二の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字早稲田のうち二〇一の一部、二〇五の一部、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字大道二〇九の一部、二一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字土堂三七〇の四、三七一の二 今在家字小谷西峯四四三の二の一部、四四四の二</p>
<p>今在家字前田</p>	<p>今在家字土堂のうち三七〇の四、三七一の二以外の区域 今在家字宝大寺四二と一体をなす国有地の一部 今在家字前田のうち一八六の二の一部、一九九の一部及び</p>

<p>今在家字宝大寺</p>	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字阜稲田二〇一の一部及びこれと一体をなす国有地 今在家字小谷西峯四四二の二、四四三の二の一部</p>
<p>今在家字小谷西峯</p>	<p>今在家字宝大寺のうち四二と一体をなす国有地の一部以外の区域 今在家字小谷西峯のうち四四二の二、四四三の二、四四四の二、四五二の二、四五三の二、四五四の二以外の区域</p>
<p>今在家字小堤</p>	<p>今在家字小堤の全域 今在家字中峯四一五の一五、四一六の二、四一六の三、四一七の二、四一八の二、四一九の二、四二〇の二及びこれらと一体をなす国有地 今在家字粥塚四二一の二、四二六の二、四二六の三、四二七の二、四二八の二、四二九の三から四二九の五まで</p>
<p>今在家字中峯</p>	<p>今在家字中峯のうち四一五の一五、四一六の二、四一六の三、四一七の二、四一八の二、四一九の二、四二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>今在家字粥塚</p>	<p>今在家字粥塚のうち四二一の二、四二三の一、四二三の一六〇から四二三の一七八まで、四二六の二、四二六の三、四二七の二、四二八の二、四二九の三から四二九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>今在家字寄田</p>	<p>今在家字寄田の全域 今在家字上寄田五四一の一部、五四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 上福田字石川九五五の一六四から九五五の一六六まで</p>
<p>今在家字上寄田</p>	<p>今在家字野田平四七七の二の一部</p>

<p>今在家字野田</p>	<p>今在家字上寄田のうち五四一の一部、五四七の一部、五四八の一部、五四九、五五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 今在家字野田五五一、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>今在家字上野田</p>	<p>今在家字野田平四七六の二二九の一部、四七六の一三〇から四七六の一三六まで、四七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字上寄田五四八の一部、五四九、五五〇及びこれらと一体をなす国有地 今在家字野田のうち五五一、五五二の一部、五六〇の一部、五六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>今在家字野田</p>	<p>今在家字野田平四七六の二二三の一部、四七六の二二四から四七六の二二八まで、四七六の二二九の一部 今在家字野田五六〇の二の一部、五六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字上野田のうち五六七の一部、五六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上福田字石川九五五の一六八の一部</p>
<p>今在家字小谷</p>	<p>今在家字小谷のうち五六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字五反田</p>	<p>今在家字野田平四六四の四〇、四六四の七八から四六四の八〇まで、四六四の八一の一部、四六四の八二から四六四の八五まで、四六七の一部、四六八及びこれらと一体をなす国有地 今在家字上野田五六七の一部、五六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字小谷五六九の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>今在家字土手下</p>	<p>今在家字五反田のうち五七七から五七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上福田字石川九五五の一六七、九五五の一六八の一部</p>
<p>今在家字野田平</p>	<p>今在家字野田平四六四の六〇、四六四の六一、四六四の七三から四六四の七七まで、四六四の八一の一部、四六五、四六六、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字五反田五七七から五七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字土手下の全域</p>
<p>今在家字柴尾</p>	<p>今在家字粥塚四二三の一、四二三の一六〇、四二三の一六六の一部、四二三の一七〇から四二三の一七六まで、四二三の一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字柴尾のうち六〇四の一部、六〇五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 服部字隠畑八四四の二〇九から八四四の二一一まで 上福田字河部谷九九〇の八七から九九〇の九一まで</p>
<p>今在家字板橋</p>	<p>今在家字粥塚四二三の一六一から四二三の一六四まで、四二三の一六七から四二三の一六九まで、四二三の一七七、四二三の一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 今在家字板橋の全域</p>
<p>服部字隠畑</p>	<p>服部字隠畑のうち八四四の二〇九から八四四の二一一までの区域 今在家字粥塚四二三の一六五、四二三の一六六の一部</p>

<p>上福田字河部谷</p>	<p>今在家字柴尾六〇四の一部、六〇五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上福田字石川</p>	<p>上福田字河部谷のうち九九〇の八七から九九〇の九一までの区域 上福田字石川のうち九五五の一六四から九五五の一六八までの区域</p>

鳥取県告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による立縫地区第五工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年八月一日現在の地番による。）</p>
<p>北面字巻反半田</p>	<p>北面字イキス三五二の一から三五二の三まで、三五三の一、三五三の二、三五四及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>北面字馬場ヶ谷三七四、三七五 北面字荻反半田のうち三七六の六までの一部、三七六の八から三七六の一〇までの一部、三八〇の二の 一部、三八〇の一三の一部、三八〇の一四の一部、三八〇の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 尾原字イクス峰六八一 尾原字齊尾向峰六八二の一部、六八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 尾原字道祖神峰六九四の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
北面字イクス	<p>北面字イクスのうち三五二の三から三五二の三まで、三五三の一、三五三の二、三五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
北面字馬場ヶ谷	<p>北面字馬場ヶ谷のうち三七四、三七五以外の区域</p>
尾原字イクス峰	<p>尾原字イクス峰のうち六八一以外の区域</p>
尾原字齊尾	<p>尾原字齊尾のうち一〇一、一〇二次一、一〇二、一〇二次一、一〇三、一一八、一一八の一、一一九、一二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
尾原字齊尾向峰	<p>尾原字齊尾一〇一の一部、一〇二次一の一部、一〇二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 尾原字齊尾向峰のうち六八二の一部、六八六の一の一部、六八七の三の一部、六八九から六九一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 尾原字道祖神峰六九八の二二の一部 北面字荻反半田三七六の六から三七六の六までの一部、三七六の八から三七六の一〇までの一部</p>

尾原字道祖神峰	<p>尾原字齊尾一〇三の一部 尾原字齊尾向峰六九〇の一部及びこれと一体をなす国有地 尾原字道祖神峰のうち六九二、六九四の四から六九四の四までの一部、六九五の一部、六九八の八の一部、六九八の九の一部、六九八の一九から六九八の二一までの一部、六九八の二二、六九八の二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 尾原字コザンコフ七〇一の一部、七〇二の一の一部、七〇二の二の一部 北面字荻反半田三八〇の二の一部、三八〇の一三から三八〇の一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
尾原字コザンコフ	<p>尾原字齊尾一〇一の一部、一〇二次一の一部、一〇二、一〇二次一の一部、一〇三の一部、一一八、一一八の一、一一九、一二〇及びこれらと一体をなす国有地 尾原字齊尾向峰六八六の一の一部、六八七の三の一部、六八九、六九〇の一部、六九一及びこれらと一体をなす国有地 尾原字道祖神峰六九二、六九四の二から六九四の四までの一部、六九五の一部、六九八の八の一部、六九八の九の一部、六九八の一九から六九八の二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 尾原字コザンコフのうち七〇一の一部、七〇二の一の一部、七〇二の二の一部以外の区域 北面字荻反半田三八〇の一三から三八〇の一五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第四百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田（河原・谷）地区河原工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年九月一日現在の地番による。）
大字貝田字奥河原	大字貝田字奥河原の全域 大字貝田字上河原七七三の九から七七三の一まで
大字貝田字上河原	大字貝田字上河原のうち七七三の九から七七三の一まで以外の区域
大字吉原字中比良	大字吉原字中比良のうち二〇二二、二〇四三の二と一体をなす国 なす国有地の一部以外の区域
大字吉原字下河	大字吉原字中比良二〇二二、二〇四三の二と一体をなす国有地の一部 大字吉原字下河原の全域 大字吉原字前比良二〇七二の七、二〇七二の八、二〇七九

の六、二〇七九の七、二〇八二の一四及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七二の一、二〇七二の二、二〇七三の三、二〇七九の三と一体をなす国有地

大字吉原字前比良

大字吉原字前比良のうち二〇七二の七、二〇七二の八、二〇七九の六、二〇七九の七、二〇八二の一四及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七二の一、二〇七二の二、二〇七三の三、二〇七九の三と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山南部地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）
赤松字小山	赤松字小山のうち一七〇九の一から一七〇九の五まで、一七〇九の七、一七一〇、一七一一以外の区域

赤松字梁ヶ谷

赤松字小山一七〇九のから一七〇九の五まで一七〇九の七、一七一〇の一部、一七一十一の一部
赤松字北開地一七二二の一部、一七二四の一部、一七二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字梁ヶ谷のうち一七五二の一部、一七五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七六四と一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字南梁ヶ谷一七六五の一部、一七七〇の一部、一七七七の一部、一七七五の一部、一七七七の一部、一七八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤松字北開地

赤松字小山一七一〇の一部、一七一十一の一部
赤松字北開地のうち一七二二の一部、一七二四の一部一七二〇の一部、一七二二の一部、一七二二の三の一部、一七二三の一部、一七二三の二の一部、一七二四、一七二四の二の一部、一七二五の一部、一七二五の二、一七二六から一七八までの一部、一七三六の一部、一七三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字梁ヶ谷一七五二の一部、一七五三の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤松字下北開地

赤松字北開地一七二二の二、一七二二の三の一部、一七二三の一部、一七二三の二の一部、一七二四、一七二四の二の一部、一七二五の一部、一七二五の二、一七二六から一七八までの一部、一七三六の一部、一七三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
赤松字下北開地のうち一七三九の一部、一七四〇のから一七四〇の三まで、一七四一の二の一部、一七四二の二、一七四五の二の一部、一七四五の三、一七四五の四、一七四六、一七四七のから一七四七の三までの一部、一七四八の一部、一七四九の二の一部、一七五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

赤松字前坂ノ下

赤松字梁ヶ谷一七五二の一部及びこれと一体をなす国有地
赤松字南梁ヶ谷一七八一の二と一体をなす国有地の一部

赤松字一杯谷一四七七の二の一部、一四七八の一部、一四七九、一四八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字大平ノ下一五九六の二、一五九六の三、一五九八と一体をなす国有地の一部
赤松字下北開地一七四八の一部、一七四九の二の一部、一七五二及びこれらと一体をなす国有地
赤松字梁ヶ谷一七五二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七六四と一体をなす国有地の一部
赤松字南梁ヶ谷のうち一七六五の一部、一七七〇の一部、一七七二の一部、一七七五の一部、一七七七の一部、一七八〇の一部、一七八〇の二の一部及び一七八一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字前坂ノ下のうち一七八二の一部、一七八三の一部、一七九二の一部、一七九九の二の一部、一七九九の三の一部、一八〇〇、一八〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

赤松字前坂

赤松字前坂のうち一八〇二の一部、一八〇四の一部、一八二二の一部、一八二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

赤松字菅ノ谷

赤松字菅ノ谷のうち一八一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

赤松字籠ミ

赤松字下北開地一七三九の一部、一七四〇のから一七四〇の三まで、一七四一の二の一部、一七四二の二、一七四五の二の一部、一七四五の三、一七四五の四、一七四六、一七四七のから一七四七の三までの一部、一七四八の一部、一七四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤松字造次	赤松字南梁ヶ谷一七八一の一と一体をなす国有地の一部 赤松字前坂ノ下一七八二の一部、一七八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字前坂一八一四の一部及びこれと一体をなす国有地 赤松字籠ミのうち一八五四の一部、一八五六の一の一部、一八五六の二以外の区域 赤松字造次一八六四の一部、一八六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字三河原三 六三〇の二と一体をなす国有地の一部
赤松字中尾尻	赤松字籠ミ一八五四の一部 赤松字造次のうち一八六四の一部、一八六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字三河原三の全域 大字本宮字三河原三の全域
赤松字谷尻	赤松字中尾尻のうち一八七七の一の一部、一八七七の三の一部、一八七九、一八八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字谷尻のうち一二六六の一の一部、一二六六の二以外の区域
赤松字西中尾	赤松字中尾一二三六の一部、一二三七の一部、一二四二の一部、一二四三から一二四五まで及びこれらと一体をなす国有地 赤松字西中尾の全域 赤松字中尾尻一八七七の一の一部、一八七七の三の一部、一八七九、一八八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字中尾	赤松字中尾のうち一二一四の一部、一二一五、一二一六、
赤松字村屋敷	一二三六の一部、一二三七の一部、一二四二の一部、一二四三から一二四五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二〇から一二二二までと一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字谷淵	赤松字村屋敷の全域 赤松字中尾一二二〇から一二二二までと一体をなす国有地の一部 赤松字中尾一二一六及びこれと一体をなす国有地 赤松字谷尻一二六六の一の一部、一二六六の二 赤松字谷淵のうち一二七二の一部及び一二七二、一二七二の一と一体をなす国有地以外の区域 赤松字松ヶ平ル一二七八の一の一部、一二七八の二の一部、一二七八の四の一部、一二七八の五の一部、一二七九及びこれらと一体をなす国有地 赤松字坂ノ上一二八三の一の一部、一二八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字籠ミ一八五六の一の一部、一八五六の二
赤松字松ヶ平ル	赤松字中尾一二一四の一部、一二一五 赤松字谷淵一二七二の一部及び一二七二、一二七二の一と一体をなす国有地の一部 赤松字松ヶ平ルのうち一二七八の一の一部、一二七八の二の一部、一二七八の四の一部、一二七八の五の一部、一二七九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字坂ノ上一二八〇から一二八二まで、一二八三の一の一部、一二八三の二の一部、一二八四、一二八五、一二八六の一の一部、一二八六の二、一二八七の一部、一二八八の一部、一二八九の一から一二八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 赤松字大開地一三一〇の一の一部、一三一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二六、一三三九、

赤松字坂ノ上	一三四〇と一体をなす国有地の一部
赤松字大開地	赤松字坂ノ上のうち二二八〇から二二八二まで、二二八三の一、二二八三の二、二二八四、二二八五、二二八六の一の一部、二二八六の二、二二八七の一部、二二八八の一部、二二八九の二から二二八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字前坂一八〇四の一部
赤松字一杯谷	赤松字坂ノ上二二八一、二二九六の二、二二九七の二と一体をなす国有地の一部 赤松字大開地のうち一三二〇の二の一部、一三二一〇の二の一部、一三二二〇の一部、一三三二の二の一部、一三三七の一部、一三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三二六、一三三九、一三四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字青柳一三四六から一三四八までの一部、一三四九の一の一部、一三四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字實安一四六五から一四六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四六三、一四六四と一体をなす国有地の一部 赤松字一杯谷一四七一の二の一部、一四七一の三の一部、一四七二の一部、一四七三から一四七五まで、一四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字前坂一八〇四の一部
赤松字菅野口	赤松字菅野口一八〇二の一部、一八〇四の一部
赤松字菅野	赤松字菅野一五三七の一部、一五三九、一五四〇の一、一五四〇の二の一部、一五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 赤松字菅野一五五五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 赤松字菅野口のうち一五六四の一の一部、一五六五の一の一部、一五六五の二、一五六六の一の一部、一五六六の二の一部、一五六六の三、一五七三の一部、一五七四の二から一五七四の三までの一部、一五七五の一部、一五八〇の一の一部、一五八〇の二、一五八一の一部、一五八二、一五八三の二の一部、一五八三の三の一部、一五八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字大平ノ下のうち一五九一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五九六の一、一五九六の二、一五九八と一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字梁ヶ谷一七六四と一体をなす国有地の一部 赤松字南梁ヶ谷一七六五の一部 赤松字前坂ノ下一七九二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七九九の一、一七九九の二と一体をなす国有地の一部

赤松字菅野	赤松字菅野のうち一五五五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 赤松字菅野口一五六四の一の一部、一五六五の一の一部一五六五の二、一五六六の一の一部、一五六六の二の一部、一五六六の三及びこれらと一体をなす国有地 赤松字大平ノ下一五九一の一部及びこれと一体をなす国有地
赤松字新屋敷	赤松字新屋敷のうち一五一〇、一五一六の一部、一五三三、一五三五、一五三六の一、一五三六の二、一五三七から一五三九まで、一五四〇の一、一五四〇の二、一五四一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
赤松字安原	赤松字先河原八五八の二の一部、八五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字實安一四五三の一の一部 赤松字安原のうち一四九二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 赤松字新屋敷二五二〇、一五一六の一部、一五三三、一五三五、一五三六の一、一五三六の二、一五三七の一部、一五三八の一部、一五四〇の二の一部、一五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字實安	赤松字大開地一三二〇の一部、一三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字青柳一三四九の二の一部、一三五〇の二の一部、一三五一の二の一部、一三五二の二の一部 赤松字實安のうち一四二七の一、一四二七の二、一四二八の一から一四二八の三まで、一四二九の二、一四三二の一から一四三二の三まで、一四三三の一、一四三三の二、一四三四の二、一四四〇の一の一部、一四四〇の二、一四四
赤松字青柳	五の一の一部、一四四五の二、一四五三の一の一部、一四六五から一四六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四三四の一、一四三九、一四六三、一四六四と一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字一杯谷一四六八の一の一部、一四六八の二、一四六八の三、一四七一の一から一四七一の三までの一部
赤松字門田	赤松字大開地一三三七の一部、一三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字青柳のうち一三四六から一三四八までの一部、一三四九の一の一部、一三四九の二の一部、一三五〇の二の一部、一三五二の二の一部、一三五二の二の一部、一三五八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字門田一三八〇の五、一三八一の一の一部、一三八一の三の一部、一三八一の四の一部 赤松字實安一四三三の一の一部、一四三三の二の一部、一四三四の二の一部、一四四〇の一の一部、一四四〇の二、一四四五の一の一部、一四四五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三四の一、一四三九と一体をなす国有地
赤松字門田	赤松字漆垣九三三の三の一部、九三三の五から九三三の八まで、九三四の一、九三四の五から九三四の七まで及びこれらと一体をなす国有地 赤松字門田のうち一三八〇の五、一三八一の一の一部、一三八一の二、一三八一の三の一部、一三八一の四、一三八一の五、一三八三の一の一部、一三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字形部田一三九六の四の一部、一三九六の五の一部、一三九八の二の一部、一四一五の一部、一四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九四の一、一三九五の一、一三九六の一、一三九九の二、一四〇七、一四〇八と一体をなす国有地の一部

<p>赤松字漆垣</p>	<p>赤松字馬渡六六六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 赤松字榎田九一九の二と一体をなす国有地の一部 赤松字漆垣のうち九二二の二の一部、九二五の三、九三一の二、九三一の四の一部、九三二、九三三の三から九三三の八まで、九三四の一、九三四の五から九三四の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤松字形部田</p>	<p>赤松字先河原八五九の一の一部、八五九の三の一部、八六〇の二から八六〇の三までの一部、八七〇の二の一部、八七〇の三の一部、八七一の一の一部、八七一の二の一部、八七二の四の一部、八七一の五の一部、八七二の一部、八八六の一部、八八七の一部、八八九の一、八八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字榎田八九〇の一部、八九四の一の一部、八九四の二の一部、八九五の一、八九五の二、八九六の一の一部、八九六の二、八九六の三の一部、九〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字漆垣九三一の二の一部、九三一の四の一部、九三二、九三三の三の一部、九三三の四 赤松字青柳一三五八の三の一部及びこれと一体をなす国有地 赤松字門田一三八一の一の一部、一三八一の二、一三八一の四の一部、一三八一の五、一三八三の二の一部、一三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字形部田のうち一三九六の四の一部、一三九六の五の一部、一三九八の二の一部、一四〇五の一の一部、一四一五の一部、一四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九四の一、一三九五の一、一三九六の一、一三九九の二、一四〇七、一四〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字實安一四二七の一、一四二七の二、一四二八の一か</p>
<p>赤松字榎田</p>	<p>赤松字馬渡六六六の一部 赤松字西見林七〇九から七一二までの一部、七一二、七一一、七一一四から七二一までの一部、七三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字藪野口八〇〇の二の一部、八〇三の一部、八〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字先河原八七七の一の一部、八七八の一部、八七九から八八三まで、八八四の一部、八八六の一部、八八七の一部、八八八、八八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字榎田のうち八九〇の一部、八九四の一の一部、八九四の二の一部、八九五の一、八九五の二、八九六の一の一部、八九六の二、八九六の三の一部、九〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 赤松字漆垣九二二の二の一部、九二五の三、九三一の二の一部</p>
<p>赤松字先河原</p>	<p>赤松字藪野口八〇四の一部、八〇五、八〇六、八〇七の二から八〇七の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 赤松字口水瀧八一五の一、八一五の二、八一六、八一七の一部、八一八、八一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字先河原のうち八五八の二の一部、八五九の一の一部、八五九の三の一部、八六〇の二から八六〇の三までの一部、八七〇の二の一部、八七〇の三の一部、八七一の一の一部、八七一の二の一部、八七一の四の一部、八七一の五の一部、八七二の一部、八七七の一の一部、八七八の一部、八七九から八八三まで、八八四の一部、八八六の一部、八八七、</p>

赤松字口水灌	八八八、八八九の一、八八九の二及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域 赤松字形部田一四〇五の一の一部及びこれと一体をなす 国有地
赤松字口水灌	赤松字口水灌のうち八一五の一、八一五の二、八一六、八 一七の一部、八一八、八一九の一部及びこれらと一体をな す国有地以外の区域
赤松字藪野口	赤松字池尻七七二の一部、七七三の一部 赤松字口藪野七七六の一の一部、七七六の二の一部、七七 七の一、七七七の二の一部、七七八から七八〇まで、七八 四、七八五、七八五の一、七八六から七八八まで及びこれ らと一体をなす国有地の一部 赤松字藪野口のうち八〇〇の一部、八〇一から八〇六まで、 八〇七の一から八〇七の三まで及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
赤松字口藪野	赤松字口藪野のうち七七四、七七五、七七六の一、七七六 の二、七七七の一、七七七の二、七七八から七八〇まで、 七八四、七八五、七八五の一、七八六から七八八まで及び これらと一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字机	赤松字机のうち一六五七の一部、一六五八の一部、一六五 九の一の一部以外の区域
赤松字池尻	赤松字池ノ原六九九の一部及びこれと一体をなす国有地 赤松字東ノ原七〇〇、七〇一、七〇二の一部及びこれらと 一体をなす国有地の一部 赤松字西見林七五〇と一体をなす国有地の一部 赤松字池尻のうち七五四の一部、七五五の一、七五五の二、 七五六から七五八までの一部、七五九、七六〇の一部、七
赤松字西見林	六一の一部、七六七の一の一部、七六八から七七三までの 一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字机一六五七の一部、一六五八の一部、一六五九の一 の一部 赤松字池ノ奥一七〇〇の三、一七〇〇の四、一七〇〇の六
赤松字馬渡	赤松字馬渡六六六の一部 赤松字西ノ原六七四の一から六七四の三までの一部 赤松字池ノ原六九八の三の一部及びこれと一体をなす国有 地 赤松字東ノ原七〇二の一部、七〇三から七〇六まで及びこ れらと一体をなす国有地の一部 赤松字西見林のうち七〇九から七一三までの一部、七一二、 七一三、七二四から七二二までの一部、七三二の一の一部 及びこれらと一体をなす国有地並びに七五〇と一体をなす 国有地の一部以外の区域 赤松字池尻七五四の一部、七五五の一、七五五の二、七五 六から七五八の一部、七五九、七六〇の一部、七六一の一 部、七六七の一の一部、七六八から七七三までの一部及び これらと一体をなす国有地 赤松字口藪野七七四、七七五、七七六の一の一部、七七六 の二の一部、七七七の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地 赤松字藪野口八〇〇の一部、八〇〇の二の一部、八〇一、 八〇二、八〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一 部
赤松字馬渡	赤松字馬渡のうち六六六の一部、六七〇、六七一及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字西ノ原	赤松字馬渡六七〇、六七一 赤松字西ノ原のうち六七四の一から六七四の三までの一部、

廃止する字の名称 赤松字東ノ原、赤松字大平ノ下、赤松字南梁ヶ谷、大字本宮字三河原式、大字本宮字三河原三	赤松字池ノ奥 赤松字池ノ奥のうち一七〇〇の三、一七〇〇の四、一七〇〇の四九の一部、一七〇〇の五一の一部、一七〇〇の六一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	赤松字池ノ原	赤松字西ノ原六七七の一部、六七七の一の一部、六七八の一部、六八三から六八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字池ノ奥のうち六八六の一部、六九三の一の一部、六九四の一部、六九五の一部、六九八の一から六九八の三までの一部、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字池ノ奥一七〇〇の四九の一部、一七〇〇の五一の一部	六七七の一部、六七七の一の一部、六七八の一部、六八三から六八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 赤松字池ノ原六八六、六九三の一の一部、六九四の一部、六九五の一部、六九八の一から六九八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 赤松字池ノ奥一七〇〇の四九の一部及びこれらと一体をなす国有地
--	---	--------	---	---

鳥取県告示第四百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

廃止する字の名称 赤松字下北開地、赤松字籠ミ、赤松字造次	赤松字籠ミの全域 赤松字造次の全域	大字本宮字三河原式 大字本宮字三河原三	大字本宮字三河原式のうち大字本宮字三河原三の全域 赤松字下北開地の全域 赤松字籠ミの全域 赤松字造次の全域	区域を変更する字の名称 大字本宮字三河原式	大字本宮字三河原式のうち大字本宮字三河原三の全域 赤松字下北開地の全域 赤松字籠ミの全域 赤松字造次の全域	届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山南部地区第四工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。 平成元年三月二十八日 鳥取県知事 西 尾 邑 次
---------------------------------	----------------------	------------------------	--	--------------------------	--	--

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事

業に係る奥山形地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る板橋地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る今在家地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る貝田(河原・谷)地区河原工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】